

届出について（ゴルフ会員契約適正化法）

50万円以上の金銭を支払うことを約して

募集を行う前に届出が必要です。

届出から募集までの流れ

※①の通知をする前に経済産業局に詳細をお問い合わせください。

①既存会員に会員を追加で募集することを通知（法第5条第3項）



②経済産業局に届出（法第3条）

経済産業局で以下確認

登記簿謄本、株主名簿、定款、
パンフレット、決算書類3期分



③経済産業局受理



④受理日以降募集開始



⑤申込みを受けた時に書面を交付（法第5条第1項）



⑥契約を締結した時に書面を交付（法第5条第2項）

※会員権の分割や預託金の償還期限の延長を行う場合、過去に届け出た内容に変更が生じたときにも届出が必要です。